災害時要援護者登録制度について

1. 災害時要援護者とは

災害時に一般の人々と同じように避難行動を行うことが困難であり、他の人から何らかの支援を必要とする以下の人です。

- ・ひとり暮らしの65歳以上の人又は75歳以上の人だけで構成されている世帯
- ・身体障害者のうち障害の程度が1級及び2級の人
- 知的障害者のうち療育手帳Aの人
- ・前各号に掲げる人に準じる状態にある人及び本制度の支援が必要と判断される人(要介護認定を受けた人、精神障害者等)

2. 災害時要援護者の登録

災害時要援護者として支援を希望される人は登録申請書を市に提出していただき、市は支援に必要な情報を把握する台帳(災害時要援護者台帳)に登録します。

登録された台帳の写しは、平素から地域支援団体(自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織等)等に個人情報の守秘をお約束してお渡しし、災害時に迅速な支援体制を整えておくために活用します。

なお、台帳には個人情報が掲載されておりますので、<u>災害時の支援のため地域</u> 支援団体等へ情報提供することについてご本人の同意が必要となります。

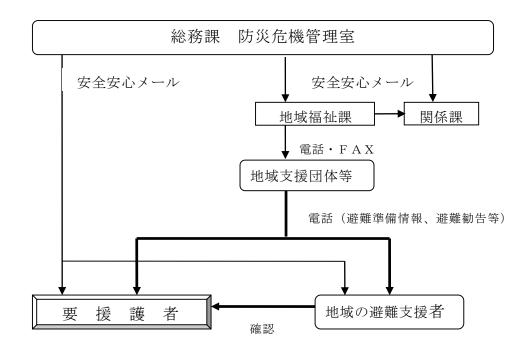
3. 支援内容

1 安否確認

市や地域支援団体等で共有するよう援護者情報を基に、必要に応じた安否確認を行います。

2 災害情報等の提供

防災情報、避難情報、交通安全・防犯情報、消防情報等(以下「防災情報等」 という。)のメールでの提供を行います。



3 移動支援

希望する自力で避難が困難な要支援者へ、移動の付き添いや車椅子での搬送を行います。(避難支援プラン・個別計画を作成し、要援護者台帳に登録・反映させます。)

4. 避難支援者とは

災害時要援護者に対して、災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難するなどの支援を行っていただく人です。

避難支援者は、災害時要援護者本人の意向を踏まえて、近所の人の中から協力 を得られる3人を選んでいただきます。

なお、避難支援者の住所、氏名及び電話番号が災害時要援護者台帳に記載されますので、<u>避難支援者に個人情報を提供することについて同意していただく必要</u>があります。

なお、避難支援者はボランティア精神に基づき支援するものであって、登録によって災害時の支援を強制されるものではなく、又、避難誘導等に関して責任を 負うものではありません。

5. 登録までの流れ

登録を希望される人又は地域の民生委員が活動をしている中で、避難支援が必要であるという判断をした対象者に民生委員が戸別訪問を行い、登録・避難プランづくりを手伝います。

【自助】

災害時要援護者 登録希望者

(民生委員等が登録申請を支援)

登録申請書· 登録情報提供同意書



【公助】

(登録の際に民生委員等による 戸別調査)

災害時の避難支援 災害時の安否確認 ☆ 地域の支援体制づくり ☆日頃の声かけ、相談等の支援情報の共有。

避難支援,安否確認等

情報の提供

【共助】

支援者

民生委員・地域・ボランティア団体等

6. 個人情報について

登録に際して提供していただいた個人情報は、地域支援団体と必要に応じて情報共有を行い、普段からの見守りと災害が発生したときの支援に役立てられます。